

× 広告物を出してはいけない“禁止地域等”(条例第4条)

主に強い公共性、公益性、良好な景観形成、風致を維持する観点から次の地域には、埼玉県屋外広告物条例第7条により禁止地域の適用を除外されている屋外広告物以外は設置(表示)できません。

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域(都市計画法)

田園住居地域(都市計画法)

特別緑地保全地区(都市計画法)

(荒幡富士特別緑地保全地区、くぬぎ山特別緑地保全地区)

生産緑地地区(都市計画法)

市民農園(市民農園整備促進法)

文化財保護法又は埼玉県文化財保護条例により指定された建造物と地域及びその周囲100m以内の地域

ア 旧台徳院霊廟勅額門、丁子門及び御成門(上山口2213不動寺)

イ 小野家住宅(林二丁目426-1)

ウ 黄林閣(坂之下437)

エ 多宝塔(上山口2213不動寺)

オ 八幡神社本殿付棟札一枚(久米2428八幡神社)

カ 滝の城跡(城537他)

キ 根古屋城跡(勝楽寺字根古屋)

北野天神社周辺の保安林(森林法)

鉄道の全区間

関越自動車道の路端から500mの地域で、道路から展望できる区域

都市公園(都市公園法により国、県、市が設置する公園や緑地)

狭山湖とその周辺(湖岸線から200m以内の区域)

駅前広場(所沢駅西口及び東口、新所沢駅西口、東所沢駅北口及び南口、狭山ヶ丘駅東口、航空公園駅東口)

官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物とその敷地

延べ床面積200㎡以上の博物館、美術館、病院の建造物とその敷地

社寺、教会及び火葬場の建造物とその境域